

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：エジプト国潜水作業支援船建造計画準備調査
(QCBS)

調達管理番号：23a00074

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年5月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年5月17日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国潜水作業支援船建造計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年8月～2024年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- (2) 事業実施担当部
社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 5月 23日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 5月 31日 12時
3	質問への回答 5月23日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 5月 26日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2023年 6月 5日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 6月 9日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 6月 23日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先: e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp

- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
 〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
 ([URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html))
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

（2）評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「エジプト国潜水作業支援船建造計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

スエズ運河はエジプト北東部に位置する運河であり、地中海と紅海を南北に結びかつアフリカ大陸を廻航せずにヨーロッパとアジアを海運で結ぶ交通の要衝となっている。1869年にスエズ運河が建設されたことを受け、航海ルートは大きく変化し、移動時間や距離が大幅に短縮出来るようになり、スエズ運河は国際海運において重要な航路となった。スエズ運河航路の安全かつ円滑な利用は世界交易にとって極めて重要なものとなっている。また日本においてもスエズ運河航路は重要であり、欧州への航路はスエズ運河経由乃至喜望峰経由となるが、後者は約5,633キロの遠回りの航路となり、時速約20キロでの航海では1週間強も時間を要することから、ロジスティックスの観点から日本にとっては重要な航路となっている。

スエズ運河は船舶大型化等の海運動向に対応して拡張開発されてきた。開通当初の運河規模は全長164km、水深8m、通行可能船舶は5,000載貨重量トン（DWT：Deadweight Tonnage）であったが、その後の船舶の大型化に伴い、円借款事業を含む度重なる増深、拡張工事を経て、現在では、全長193km、水深24m、幅205mに拡張され、最大240,000DWTの船舶が通航可能となっている。また、南北双方向の同時通行が可能となる複線区間も一部拡大され通行可能容量も増大し、2019年の船舶利用数は18,880隻/年、利用船舶総トン数は1,207百万トンであった。さらにスエズ運河庁（Suez Canal Authority。以下「SCA」という。）は昨今の通行料増大を踏まえて、大型船舶の通行も見据えた長期的な拡張計画の検討やその継続的な見直しを行っている。

スエズ運河の更なる拡張計画の検討や改修事業を含む維持管理のためには水面下の状況確認のための調査や、潜水士が効率的に護岸の整備、定期的な点検・補修等を行える潜水作業支援船が必要であるが、現在SCAは同目的を達成するための同船を所有しておらず計画の策定や維持管理業務に支障を来している。

また2021年3月にスエズ運河において、コンテナ船が座礁したことで1週間近く運河が封鎖され、一時間経つごとに4億ドルの損失が生じると報道される等、大きな損失が生じた。SCAは同運河での事故に備え進路警戒（エスコート）タグボート、海難救助船（サルベージ）、高速艇等の船舶を保有しているが、潜水作業に特化した潜

水作業支援船を保有しておらず、座礁時に潜水士が長時間連続して潜水作業を行えない非効率な状況にあったことが事故の解決に時間を要した原因の一つとなっている。

スエズ運河の安定的且つ円滑な通航及び緊急時対応を行うための船舶の拡充が必須であり、特に水面下の状況を効率的に把握するとともに潜水士が長時間潜水し運河の護岸の維持管理や水底状況の確認、また座礁した船の点検や船舶からの油抜き作業、引き上げ支援等のための潜水作業支援船の調達及び配置が喫緊の課題となっている。

エジプトにおける国家開発政策の「持続可能な開発戦略 2030 : Sustainable Development Strategy 2030」(2016年2月)では、経済開発優先プロジェクトとして計77の取り組みを示している。その筆頭にスエズ運河開発が挙げられており、同運河はエジプトの国家政策においても、極めて重要な開発対象に位置付けられている。よって本事業の実施はエジプト政府の開発方針に基づくものである。

本業務は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算を目的として実施する。

第3条 事業の概要

(1) 目標

本事業は戦略的要衝であるスエズ運河に対して、減圧室及びソナーを備えた潜水作業支援船の整備を行うことにより、当国が重要事項と位置付けるスエズ運河の拡張計画に貢献するとともに、スエズ運河における平時の維持管理業務及び事故時の対応強化を図り、もって同運河の持続的・安定的な運営に寄与するもの。

(2) 事業内容

潜水作業支援船1隻(総トン数500t未満、全長40m、速度12kn、定員14名。減圧室、ソナー等を搭載。)

(3) 対象地域 : イスマイリア県イスマイリア市(スエズ運河)

(4) 実施機関 : スエズ運河庁(Suez Canal Authority : SCA)

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、エジプトから要請のあった「潜水作業支援船建造計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、現地調査においてJICAがエジプト側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記の計2回の現地調査実施を想定する。なお、現地調査に際しては、発注者から調査団員を各一週間程度参加させる。

- 1) 第一回現地調査：最適な事業内容を検討するために必要な、事業背景・経緯・内容の確認、実施体制、関連法令等の確認、潜水作業の実施状況、船艇運航・維持管理状況、調達事情、免税情報調査を実施する。
- 2) 第二回現地調査：最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 潜水作業支援船の用途・目的の確認

本事業で建造する潜水作業支援船は、エジプト側要請に基づき、総トン数500t未満、40m級・1隻（減圧室、ソナーを装備）を原則とするが、本業務を通じて先方実施機関（Suez Canal Authority :SCA）による運河の拡張計画の検討、維持管理及び座礁事故等への対応のための水面下での調査や潜水作業の実施状況、本船の導入によるこれら業務の改善効果等の確認を行った上で、その必要性・妥当性を検討し方針を決定することとする。

(3) 潜水作業支援船への搭載機器等の選定

潜水作業支援船に搭載される減圧室、ソナーをはじめとする機器の選定に当たっては、その必要性・妥当性について、上記(2)での確認結果及びSCAによる対象機材の操作・運用能力等を確認しつつ検証し、その仕様を検討する。その際は、SCAの技術レベルや維持管理の難易度、経済性等を十分考慮する。

また、本船の主機についてはDual Fuel仕様とすることが要請されているため、当該仕様の主機を選定することの妥当性についてもSCAの技術レベルや維持管理の難易度等を十分考慮して確認する。

なお、本事業によって潜水作業支援船が整備され、高熱効率の動力源の導入によりエネルギー使用量の削減又は燃料転換がなされ、GHG排出量が削減されれば、同国NDC(Nationally Determined Contribution)へ貢献し、ひいては気候変動緩和策に資する事業として位置付けられる可能性がある。については、本事業による温室効果ガス排出削減の推計を行うこととする。

(4) 実施体制及び運営・維持管理能力の確認

上記(2)、(3)を通して計画する潜水作業支援船の効果的かつ持続的な活用を図る観点から、潜水作業支援船を十分に活用できる実施体制（組織・人員体制、技術レベル、予算措置状況等）にあるか確認するとともに、減圧室、ソナーをはじめとする搭載機器や船艇機器に関するスペアパーツの入手容易性、メンテナンスの難易度、ランニングコストの負担能力等を十分に調査する。

SCAの維持管理体制にかかる技術的な課題が確認される場合には、本事業での各メーカーによる初期操作指導、ソフトコンポーネントによる運用指導（減圧室を使用した適切な潜水作業のためのガイドライン案の策定等）を計画する。

(5) 事業の成果指標

本事業においては、ソナー利用による海底調査回数、潜水土による連続潜水作業可能時間などが想定されるが、本事業の特性を踏まえた適切な指標を検討する。

(6) 環境社会配慮の確認

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる港湾セクターのうち環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられることから、同ガイドラインに基づくカテゴリーCに分類されている。

（7）準備調査報告書の公表の確認

準備調査報告書は、調査終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業に関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することをエジプト側に説明し、問題の無いことを確認する。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

（1）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

発注者が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（3）事業の背景・経緯の確認

- 1) スエズ運河において船舶が安全に航行する上での課題や座礁事故をはじめとする船舶事故の発生状況、右へのこれまでの対応状況等について調査する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容についてエジプト側の意向を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関による支援（内容、実施時期）についての確認を行う。

（4）運河の維持管理・船舶事故対応に係る状況調査

- 1) 既往資料も活用しつつ、運河の維持管理（部分的な改修事業を含む）の実施状況（実施方法、頻度等）について調査する。係る業務において、水面下の地形や航路水深、護岸状況の確認等、水面下での状況確認が必要な場合の実施方法、課題等を確認する。
- 2) 座礁事故をはじめとする船舶事故への対応（実施方法、発生頻度等）について調査する。係る事故対応における水面下で必要な作業の実施状況や課題等（潜水士の活動状況及び課題を含む）を確認する。
- 3) 潜水作業支援船による活動が計画されている業務の内容、実施頻度、対象海域、潜水士の作業範囲（水深等）を確認する。
- 4) 上記1)～3)を踏まえ、本件事業の必要性、妥当性を確認する。また、本事業で整備される潜水作業支援船に求められる役割、能力、機能について、SCAの意向を踏まえながら検討する。

（5）他ドナー支援状況調査

スエズ運河の維持管理や座礁事故をはじめとする船舶事故対応に関して他ドナーや国際機関（国際海事機関（IMO）等）の協力実績及び予定を確認し、本事業との関連及び重複の有無等を確認する。なお、潜水作業支援船の整備を検討している他ドナーの有無についても確認する。

（６）事業の実施体制の確認

事業実施機関である SCA の組織体制・権限・人員構成、運営維持管理能力や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関としての妥当性について確認する。また、ジェンダー主流化の観点から、SCA の女性職員の割合及び雇用状況、女性潜水士の活動状況等を確認する。

（７）サイト状況調査

現地踏査、聞き取り調査、既往資料の分析により、潜水作業支援船が係留予定となる岸壁区域及び周辺の管理区域を含む港湾利用状況等を調査・確認する。

（８）運航・維持管理体制の確認

- 1) 潜水作業支援船の運航・維持管理を所掌する部署の実施体制（予算、組織、人員、技術力等）を確認する。
- 2) 潜水作業支援船の運航・維持管理予算（船艇修繕費、船艇運航費）に関連し、SCA が保有する他の作業支援船についての予算実績等を参考情報として確認し、潜水作業支援船の維持管理に係る予算措置能力の見極めを行う。
- 3) 潜水作業支援船の維持管理に関連し、SCA が保有する他の作業支援船に関する維持管理の実施状況（船艇・搭載機器のメンテナンス、日常点検や定期点検等の実施状況、スペアパーツの入手状況等）を参考情報として確認し、本事業で整備予定の潜水作業支援船の維持管理の実施レベルを見極めるとともに、仕様や維持管理方策を検討する。
- 4) 特にエジプト側から要請されている Dual Fuel 仕様の主機、減圧室、ソナー等の適切な運用、維持管理を行う上での課題を確認し、本事業での先方負担事項や JICA 側の協力により対処可能か検討する。
- 5) 上記を踏まえ、潜水作業支援船の運航・維持管理を行うために必要な人的体制、技術力、財務力を備えているか確認する。
- 6) 効率的な運用・維持管理を行うため「予防的保守体制；Preventive Maintenance Policy (PMP)」等の長寿命化計画を検討し、同計画に基づく予備品調達の検討を行う。

（９）調達事情調査（各種法令・基準、現地調達、第三国調達の技術レベル等）

スエズ運河における航行管理、維持管理、船舶事故対応、潜水作業に関する労働衛生管理等に関して本件事業に関係する法令や基準、設計条件を確認する。

また、本事業で必要となる資機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。

加えて、JICA の既往案件や、他ドナーによる周辺地域の事例について、調達事情、単価情報等を調査し、本事業との比較を十分に行うこととする。

船舶の建造、減圧室やソナー、主機については供用後のメーカーからのアフターサービス体制も考慮して適切な調達先国（原産国）の検討を行う。

(10) 事業内容の計画策定（概略設計）

上記調査及び JICA との協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。なお、船艇を含む機材コンポーネントの設計については、入札に対応できる精度を確保する。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や潜水作業支援船としての要求スペック、維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（船艇設計）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討し、概略設計を行う。特に、潜水作業支援船として求められる機能、運用形態等を踏まえた適切な各部構成・船体形状となるよう留意する。

なお、潜水作業支援船の設計にあたっては、ジェンダー主流化の観点から、男女別のトイレ、更衣室等の整備を検討する（女性潜水士が従事する可能性がある場合は、減圧室の適切な運用方法についても検討する）。なお、カウンターパート等に聞き取りを行う際は、男女双方からヒアリングすること。

3) 概略設計図

4) 船艇建造計画

- ・ 建造方針
- ・ 建造上の留意事項
- ・ 建造監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

船舶を本邦又は第三国で建造する場合、その輸送は貨物船での輸送を想定しているが、輸送計画及び輸送に伴う諸手続きについても概略事業費と共に調査・検討を行う。

(11) 技術支援計画の検討

本事業で整備する船舶・機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、「ソフトコンポーネント・ガイドライン」を参照してソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容は DOD 時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

(12) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（免税措置、船籍登録等の諸手続き、先方負担事項に係る予算措置、完工後の維持管理・運営等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

(13) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対してヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は JICA エジプト事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

(14) 事業の維持管理計画策定

先方実施機関の組織力、技術力及び財務的能力を検証し、維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び維持管理費、更新費用を検討する。

(15) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意することとする。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については入札に対応できる精度で積算することとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの機材編（2023年4月）を参照し、必要に応じて他の補完編も参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討することとする。

(16) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を再整理する。

(17) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(19) 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価基準6項目（妥当性・整合性・有効性・インパクト・効率性・持続性）に配慮し、定量的効果、定性的効果に分類して評価する。特に定量的効果4については、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値（機材の活用を含む）を設定する。

また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー）、IMO等の国際基準や目標との整合性も考慮する。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

また、本事業は気候変動対策（緩和策）に資する可能性があるためJICAがウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール【緩和】の「省エネルギー/機器・設備のエネルギー効率化」等を参照の上、機器・機材投入による温室効果ガス削減量の推計を行う。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

(20) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者と協議する。

(21) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をエジプト政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(22) 準備調査報告書等の作成

エジプト政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、成果品等を作成する。

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち（5）～（10）を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、

JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

報告書名	部数
(1) 業務計画書 (共通仕様書第6条に規定する計画書)	和文2部
(2) インセプション・レポート (IC/R)	和文2部、英文2部
(3) 現地調査結果概要	和文2部
(4) 準備調査報告書(案) (DF/R)	和文2部、英文2部
(5) 概要資料 (完成予想図を含む)	和文1部
(6) 概略事業費(無償)積算内訳書	和文2部
(7) 機材仕様書	和文2部、英文2部
(8) 準備調査報告書(F/R) (完成予想図を含む)	和文(製本版)9部及びCD-R 2枚 英文(製本版)9部及びCD-R 2枚 和文(先行公開版・簡易製本)2部及びCD-R 1枚
(9) デジタル画像集	CD-R 2枚 (デジタル画像40枚程度)
(10) Project Monitoring Reportの初版	英文CD-R 1枚
(11) 免税情報シート	和文1部 ※JICAエジプト事務所へも電子データ提出

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、同ガイドラインを参照する。その他の留意事項は以下のとおり。

- (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する、また報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
- 英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書の本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。
- 概略事業費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の機材編(2023年4月)を、その他については「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2020年11月改訂版)に準拠することとする。
- 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、調達業者契約認証まで公開制限を行う。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版:先行公開版)を作成する。

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	より効率的かつ効果的な調査の手法	第6条 実施方針及び留意事項を踏まえた調査の実施 (P. 13)
2	潜水作業支援船としての機能、運用形態等を踏まえた船体設計に関する具体的な実施方針	第7条 業務の内容 (10) 事業内容の計画策定 (概略設計) 2) 基本計画 (船艇設計) (P. 16)
3	減圧室をはじめとする特殊な機能・用途を有する機器の選定・設計に関する具体的な実施方針	第6条 実施方針及び留意事項 (3) 潜水作業支援船への搭載機器等の選定 (P. 13)
4	減圧室の運用にかかる労働安全衛生上の留意点を踏まえた技術支援の具体的な実施方針	第7条 業務の内容 (11) 技術支援計画の検討 (P. 16)
5	事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標及びそのために必要と判断される調査	第7条 業務の内容 (19) 事業の評価 (P. 18)
6	本事業での機器・機材投入による温室効果ガス削減量の推計に関する具体的な実施方針	第7条 業務の内容 (19) 事業の評価 (P. 18)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：船舶建造に係る各種調査
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者／船舶建造計画／運航・維持管理計画
 - 船体設計・艀装設計
 - 機材計画 1
 - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 10.4 人月
 - 2) 業務経験分野等
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／船舶建造計画／運航・維持管理計画）】
 - ① 類似業務経験の分野：船舶建造計画に係る各種調査
 - ② 対象国及び類似地域：エジプト国及び全世界
 - ③ 語学能力：英語
 - ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：船体設計・艤装設計】

- ① 類似業務経験の分野：船体設計に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：機材計画1】

- ① 類似業務経験の分野：潜水作業支援機材に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：エジプト国及び全世界
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務の工程は以下を想定する。

項目	2023					2024											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
事前準備	<input type="checkbox"/>																
第一回現地調査																	
国内解析																	
第二回現地調査 (概略設計説明)																	
国内作業																	
準備調査概要資料																	F/R
報告書提出	▲	IC/R										▲	DF/R				▲

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 20.30人月（現地：7.30人月、国内：13.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／船舶建造計画／運航・維持管理計画（2号）
- ② 海中保守・潜水作業計画
- ③ 船体設計・艤装設計（3号）
- ④ 機関設計・電気設計
- ⑤ 機材計画1（3号）
- ⑥ 機材計画2
- ⑦ 調達／積算

3) 渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託を想定している項目はないが、現地再委託を行う必要があるものについては、プロポーザルにて明確な理由と共に提案すること。

現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切に監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- エジプト側からの要請 TOR（要望技術仕様）

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち、渡航予定の業務従事者全員が外務省「たびレジ」に登録し、JICAが実施している安全対策研修を受講するとともに、現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所および在エジプト日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の最新の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。安全対策研修については以下を参照。

(URL :<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>)

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）-2023年4月追記版」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

82,746,000円（税抜）

なお、定額計上分 200,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	資料等翻訳費（アラビア語/英語）		200,000円		一般業務費	資料等翻訳費

- (5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒カイロ（エミレーツ航空）
東京⇒アブダビ⇒カイロ（エティハド航空）

- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを、実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。また、実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、

作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2022年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は発注者からの調査団員滞在期間中、原則として同団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(24)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/船舶建造計画/運航・維持管理計画</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(9)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>船体設計・艤装設計</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>機材計画1</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	